

物納時代の終焉

納申請をしていたSさんの案件が、この秋にやつと終わった。平成16年1月に申請して収納までの期間が3年9カ月であつた。

地方都市の物納地ということもあり、羽田から飛行機で現場に数回足を運んだ。特に、建築40年の木造民家という老朽建物付きで物納申請したものだから大変であつた。

財務局の担当者と建物の中を見て回ったときは、屋根の隙間から空が見えたり、床回りの構造体はシロアリで腐食していくたりしたが、補完としてのリフォームにより、見違えるほど生まれ変わつてからの物納となつた。

Sさんの物納金額は2億円であり、現金納付1億円と合わせて納税額は3億円であつた。Sさんが相続した財産は不動産のほかに、金融資産として預金が2億円と運用商品が2億円ほどあつた。Sさん

「金銭納付を困難とする理由書」を提出するのだが、平成16年当時は、この申請が緩やかであった。昨年4月に大改正された物納制度は、表面的には確定測量を事前に済ませておくといったものが話題に



▲地方都市の土地評価は依然低いま...

なつたが、現場での最大の関門が、この「金銭納付を困難とする理由書」である。

国 税庁の「物納の前にまず延納ありき」という

強い姿勢は、物納申請を根こそぎ排除することに成功したようだ。相続人のキヤッショフローも勘案しての延納であるが、そのキヤッショフローがすごい。相続人の生活は夫婦で14万5000円とされてしまつた。これは生活保護費よりも低い金額である。

金融資産のない相続人は、現金納付するために土地を手放さないと絶体絶命となつたのである。地価が急上昇している大都市圏の相続人ならいざ知らず、地方の土地の下落は相変わらずである。相続税率の乖離は凄まじい。

上の土地評価と売れる時価の状況等」で「激減」という形で表れた。平成18年の物納申請件数は1036件で申請額は472億円まで減少。10年前の平成8年との比較では、件数で85%減であり、申請額では90%も減少した。

これは事実上、「物納時代の終焉」といわざるを得ない。こうなれば、今後の相続対策は、相続発生前どんどん土地を手放すしか、選択肢はないように思えてくる。

いよいよ、相続FPの本格的な出番が待たれているのである。

【F】

そんな物納状況は、今年の夏に国税庁から発表された「平成18年相続税の物納処理」で、相続支援ネット代表。



えりぐち・きちお

状況等」で「激減」という形で表れた。平成18年の物納申請件数は1036件で申請額は472億円まで減少。10年前の平成8年との比較では、件数で85%減であり、申請額では90%も減少した。

これは事実上、「物納時代の終焉」といわざるを得ない。こうなれば、今後の相続対策は、相続発生前どんどん土地を手放すしか、選択肢はないように思えてくる。

いよいよ、相続FPの本格的な出番が待たれているのである。

【F】

そんな物納状況は、今年の夏に国税庁から発表された「平成18年相続税の物納処理」で、相続支援ネット代表。